

令和8年

第1回農業委員会総会議事録

令和8年1月6日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第6号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	6 番	川腰 康子
7 番	山本 康雄	8 番	田邊 秀男
9 番	樋上 豊	10 番	島倉 忠悦
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
20 番	炭谷 一三	21 番	坂井 吉三郎
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫	25 番	北田 幹夫

欠 席 委 員（1人）

11 番 長谷 吉宗

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について
議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について（特例事業 所有者・機構間契約）
議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について（特例事業 機構・受け手間契約）
- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	野崎 智延	副主幹	清水 知昭
主査	矢野 貴之	主事	新保 有紗

射水市農林水産課

主任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和8年第1回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

なお、11番 長谷委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「1番 白山委員」「2番 高原委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号8番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第2号の申請番号 8番について説明します。

今回の申請地は、車庫兼納屋として使用されております。このたび申請者が、孫の住宅建築のため、所有する土地を調査したところ、〇〇に建築した車庫兼納屋の一部が申請地に越境していることが判明しました。

おそらく、父が農機具の大型化に伴い、自宅敷地内の納屋に格納できなくなり、当時、〇〇にあった車庫を取り壊し、現在の車庫兼納屋を境界を確認せずに建替えたものと考えられます。しかし、当時の状況を知る父は平成17年に亡くなっており、詳細は不明です。

車庫兼納屋は、現在、軽トラックや耕運機を格納し、申請者が経営する酒店のビールケース等を保管するために使用しています。今後も、生活及び事業に不可欠な施設であり、代替可能性もないため、是正を図りたく今回の申請に至りました。

これまで同様に周辺には被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号9番について、山本委員から説明をお願いします。

山本委員

今回の申請地は、倉庫兼車庫として使用されております。このたび申請者

が、父の死亡による相続登記に際し、所有する土地を調査したところ、倉庫兼車庫の敷地が農地のままであることが判明しました。

おそらく、昭和51年頃、父が現在の納屋兼車庫を建築したものと考えられますが、当時の状況を知る父は昨年7月に亡くなり、詳細は不明です。

申請者自身、長年生活してきたことから過去に転用許可を取っているものと思ひ込み、加えて農地との認識がなかったとは言え、農地法等に対する理解と認識が不足、無断転用したことを深く反省し、これを機に是正したい考えから今回の申請に至りました。

申請者は〇〇在住であります。定期的に帰省し、住宅及び所有する農地の維持管理に努める所存であり、既存施設を利用する必要があり、代替可能性はない状況です。これまで同様に周辺には被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第3号の申請番号26番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第3号の申請番号 26番について説明します。

申請者である譲受人夫婦は、現在、〇〇の賃貸にて生活しています。将来、子供を授かることを望んでおり、子どもの誕生までに子育て環境を整備したいと考え、住宅を取得する計画に至りました。

申請人夫婦は、出産後も共働きを希望しており、妻の両親及び祖父母の協力を得やすい実家付近で検討を重ねました。実家は、兄が家を継ぐため同居が困難であり、実家の敷地には、住宅を建築するスペースがありません。また、周辺には住宅建築に適した宅地や雑種地が存在しませんでした。

そのため、やむを得ず、妻の祖父が所有する実家との距離も近い農地で住宅を建築することが最適であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第4号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第4号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。よって議案第4号については、原案どおり決定することに可決されました。

— (議案第5号及び議案第6号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）及び議案第6号 農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）について関連がありますので、一括してお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（新保）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

山本委員

有償となっているが、金額は誰が決めるのか。

事務局（新保）

受け手と買い手で決める。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第5号及び議案第6号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約） 及び
議案第6号 農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）について
を原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。よって議案第5号 農用地利用集積等促進計画案
（所有者・機構間契約） 及び 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案
（機構・受け手間契約）については、原案どおり決定することに可決されま
した。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和8年第1回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

議 長

署名委員

署名委員